

件名	知事及び副知事の給料の減額に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【概要】

県民文化会館大規模改修工事設計業務に係る訴訟で敗訴したことに関し、知事及び副知事としての責任を明らかにするため、令和5年11月分の知事及び副知事の給料月額を減額するもの。

【制定条例】

知事及び副知事の給料の減額に関する条例

【制定内容】

知事：現行の減額後の給料月額から、10分の1減額

副知事：現行の減額後の給料月額から、10分の1減額

	条例本則額	現カット後 ^{※1}	追加カット後月額 ^{※2}
知事	1,320,000円	1,188,000円 (▲132,000円)	1,069,200円 (▲118,800円)
副知事	1,010,000円	949,400円 (▲60,600円)	854,460円 (▲94,940円)

※1 知事等の給与の特例に関する条例に基づき、カットした額（知事：▲10%、副知事：▲6%）

※2 現カット後の額に対して、今回の減額措置を実施した額（知事：▲10%、副知事：▲10%）

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】